

令和3年10月6日

新型コロナウイルスの感染の確認について

昨日（10月5日）、県内で衛生環境研究所、診療・検査医療機関で合わせて340件程度の検査を実施し、新型コロナウイルスの陽性者が5名確認されました。

※診療・検査医療機関では、1日当たり約250件（直近1週間の平均検査件数）の検査を実施しています。（毎週金曜日に計上し、公表）

- ・濃厚接触者及び接触者の検査により判明した陽性者数：3名
（居住地：松山市1名、四国中央市1名、松前町1名）
- ・上記以外の検査により新たに判明した陽性者数：2名
（居住地：西条市2名）

○陽性者の概要

陽性者	年代	性別	居住地	職業
5,220人目	10代 : 2名	男性 : 2名	松山市 : 1名	会社員 : 3名
5,221人目	20代 : 2名		西条市 : 2名	福祉関係 : 1名
5,224人目	50代 : 1名	女性 : 3名	四国中央市 : 1名	児童・生徒 : 1名
			松前町 : 1名	

○症状の有無

あり	5名 ※全て軽症
----	----------

○感染経路等

家庭内	: 3名
調査中	: 2名

※現段階の調査で感染経路の可能性が推測される場面等

依然、県内の感染は収まっておらず、引き続き警戒が必要です。県民の皆様においては、「感染警戒期の4つのポイント」の徹底をお願いします。

- 「感染回避行動の継続徹底」
- 「体調異変時は休んで受診」
- 「県外との往来は十分注意」
- 「会食はルールを守って実施」

特に、新居浜市では、感染状況の改善が見られません。当面の間、以下の徹底をお願いします。

- 「新居浜市内は不要不急の外出自粛」
- 「新居浜市との往来に注意」
- 「新居浜市にお住まいの方、市内に勤務する方は、会食は4人以下、概ね2時間以内で、行動歴や体調の確認を行い、感染対策がしっかりしたお店で」

また、本日から10月8日（金）まで開設する「臨時PCR検査センター」において積極的に検査を受けていただきますようお願いします。

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。